

## 免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況（概要）

122 制度（注）のうち 36 制度については、東日本大震災の被災により、免許証等が汚損、亡失した場合における再交付手続において、通常は必要とされている手数料を免除している。

（注）今回実態把握の対象とした 158 制度の中から、免許証等の再交付等を資格者団体がやっているもの、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないものなどの 36 制度（3 ページの（参考）を参照）を除いた。

これを免許証等の再交付機関の類型別にみると、次のとおりである。

## ○ 岩手県、宮城県及び福島県において免除しているもの（26 制度）

所管府省名	資格制度名
警察庁（3 制度）	運転免許、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者（注 2）、駐車監視員（注 2）
総務省（2 制度）	危険物取扱者、消防設備士
文部科学省（1 制度）	教育職員（注 3）
厚生労働省（10 制度）	准看護師、調理師、クリーニング師、製菓衛生師、登録販売者、毒物劇物取扱責任者、介護支援専門員、保育士、技能士、職業訓練指導員
経済産業省（6 制度）	高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、電気工事士、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、高圧ガス販売主任者
国土交通省（3 制度）	通訳案内士（注 4）、地域限定通訳案内士（注 4）、建築士（注 5）
環境省（1 制度）	狩猟免許（注 6）

（注）1 当省の把握結果による。

2 「警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者」及び「駐車監視員」は、宮城県及び福島県において免除措置を実施。

3 「教育職員」は、岩手県及び宮城県において免除措置を実施。福島県においては、教育職員免許状の再交付手数料の免除措置は実施していないが、教育職員免許状授与（交付）証明書の発行手数料の免除措置を実施。

4 「通訳案内士」及び「地域限定通訳案内士」については、岩手県において免除措置を実施。

5 「建築士」のうち、二級建築士及び木造建築士については、宮城県において、免除措置実施。

6 「狩猟免許」は、岩手県及び宮城県において免除措置を実施。

○ 指定登録機関等において免除しているもの（10 制度）

所管府省名	資格制度名
金融庁（1 制度）	貸金業務取扱主任者
厚生労働省（5 制度）	精神保健福祉士、理容師、美容師、社会福祉士、介護福祉士
農林水産省（2 制度）	調教師（地方競馬）、騎手（地方競馬）
国土交通省（2 制度）	旅行業務取扱管理者、解体工事施工技士

（注）当省の把握結果による。

また、上記 36 制度について、手数料徴収の根拠別にみると、次のとおりである。

法令・条例の別	資格制度名
法令（5 制度）	精神保健福祉士（注2）、理容師（注2）、美容師（注2）、社会福祉士（注2）、介護福祉士（注2）
条例（26 制度）	運転免許証、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書 <sup>1</sup> の交付を受けた者、駐車監視員、危険物取扱者、消防設備士、教育職員、准看護師、調理師、クリーニング師、製菓衛生師、登録販売者、毒物劇物取扱責任者、介護支援専門員、保育士、技能士、職業訓練指導員、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、電気工事士、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、通訳案内士、地域限定通訳案内士、建築士、狩猟免許
根拠法令・条例なし（5 制度）	貸金業務取扱主任者、調教師（地方競馬）、騎手（地方競馬）、解体工事施工技士、旅行業務取扱管理者

（注）1 当省の把握結果による。

- 2 「精神保健福祉士」、「社会福祉士」、「介護福祉士」については、再交付申請先の（財）社会福祉振興・試験センターが、独自の事業として、無料にて被災により滅失した免許証の再交付を行っている。また、「理容師」と「美容師」については、再交付申請先の（財）理容師美容師試験研修センターが、同様に独自の事業として、無料にて被災により滅失した免許証の再交付を行っている。

(参考)

- 免許証等の再交付等を資格者団体が行っているもの：8制度（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）
- 東日本大震災の発生にかかわらず、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないもの：23制度（技能検定員、教習指導員、農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、調教師（中央競馬）、騎手（中央競馬）、土地改良換地士、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員、砂利採取業務主任者（岩手県及び宮城県）、採石業務管理者（岩手県及び宮城県）、航空工場検査員、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競争選手、小型自動車競争審判員、中小企業診断士、宅地建物取引主任者、測量士、管理主任技術者（ダム））
- 合格証書は再交付していないが、試験に合格している旨の証明書を、東日本大震災の被災者に対して無料で交付しているもの：1制度（通関士）
- 合格証書は再交付していないが、東日本大震災の発生にかかわらず、従来から試験に合格している旨の証明書を、無料で交付しているもの：1制度（自動車整備士）
- 登録等に伴い交付される免許証等がそもそもないもの：2制度（海事代理士、不動産鑑定士）
- 登録通知書は再交付していないが、有資格者であることを証明する書類として行政機関の保有する個人情報保護法に関する法律に基づき、有資格者名簿の写しを発行できるとしているもの（手数料 300 円）：1制度（気象予報士）